

平成 28 年 6 月 8 日

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号
三菱製紙株式会社
代表取締役社長 鈴木 邦夫

「第 151 回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正(追加)について

平成 28 年 6 月 3 日付でご送付いたしました当社「第 151 回定時株主総会招集ご通知」添付の株主総会参考書類の記載事項について、一部に修正(追加)すべき点がございました。

お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正の理由

「第 151 回定時株主総会招集ご通知」44 頁の本文中に一部記載漏れがあったため、修正を行うものであります。

2. 修正の内容

修正の内容は以下のとおりであります。修正箇所を下線を付しております。

<修正前>

－コーポレートガバナンス基本方針(抜粋)－

(取締役の資格及び指名手続)

第18条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験等を有し、高い倫理観を備えた者がその任にあたります。

2 当社は、取締役候補者を決定するに際して、当社グループが現に行い、又は将来行う可能性のある事業領域において経営に強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材、監督機能を十分果たせる人材等のバランスを考量し、取締役会を構成する者の多様性に配慮します。

3 当社は、社外取締役候補者について、経験、知見、専門性等に基づいて経営に関する率直・活発で建設的な検討に向けた提案及び助言を行うとともに、独立した立場から、経営の監督及び経営陣等と当社との利益相反の監督を行い、ステークホルダーの意見を適切に反映することができる人材を指名します。

4 社外取締役の独立性については、独立性判断基準(45頁)に基づいて判定します。

5 取締役の候補者は、前4項を踏まえ、指名報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定します。

6 全ての取締役は、任期を1年とし、定時株主総会による選任の対象とします。

(任意の指名報酬委員会の設置)

第23条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置します。

2 指名報酬委員会の委員は、代表取締役及び独立社外取締役から選任し、議長は独立社外取締役が務めます。

3 指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、次の各号について、取締役会に上程する議案の内容の適切性を検討し答申を行います。

i) 取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員を選任

ii) 取締役及び執行役員の報酬に関する方針及び個人別の報酬の内容

<修正後>

－コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）－

（取締役の資格及び指名手続）

第18条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験等を有し、高い倫理観を備えた者がその任にあたります。

- 2 当社は、取締役候補者を決定するに際して、当社グループが現に行い、又は将来行う可能性のある事業領域において経営に強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材、監督機能を十分果たせる人材等のバランスを考量し、取締役会を構成する者の多様性に配慮します。
- 3 当社は、社外取締役候補者について、経験、知見、専門性等に基づいて経営に関する率直・活発で建設的な検討に向けた提案及び助言を行うとともに、独立した立場から、経営の監督及び経営陣等と当社との利益相反の監督を行い、ステークホルダーの意見を適切に反映することができる人材を指名します。
- 4 社外取締役の独立性については、独立性判断基準（45頁）に基づいて判定します。
- 5 取締役の候補者は、前4項を踏まえ、指名報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定します。
- 6 全ての取締役は、任期を1年とし、定時株主総会による選任の対象とします。

（監査役の資格及び指名手続）

第20条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験等を有し、高い倫理観を備え、かつ業務執行者からの独立性を確保し、公正不偏の態度を保持することにより、当社グループの経営の監査が十分に果たせる者がその任にあたります。

- 2 当社の監査役のうち、最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者がその任にあたります。
- 3 社外監査役の独立性については、別紙の独立性判断基準に基づいて判定します。
- 4 補欠監査役を含む監査役の候補者は、前3項を踏まえ、指名報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定します。

（任意の指名報酬委員会の設置）

第23条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置します。

- 2 指名報酬委員会の委員は、代表取締役及び独立社外取締役から選任し、議長は独立社外取締役が務めます。
- 3 指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、次の各号について、取締役会に上程する議案の内容の適切性を検討し答申を行います。
 - i) 取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員を選任
 - ii) 取締役及び執行役員の報酬に関する方針及び個人別の報酬の内容

以 上